



Governance

アクションプラン

リスク	機会
● コーポレート・ガバナンス、内部統制の機能不全に伴う事業継続リスク、予期せぬ損失の発生 等	● 強固なガバナンス体制の確立による意思決定の透明性の向上、変化への適切な対応、安定的な成長基盤の確立 等

マテリアリティ	SDGs 目標	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合
確固たるガバナンス体制の堅持		持続可能な成長を実現するガバナンス体制の維持・強化	コーポレート・ガバナンス	独立した客観的な立場から、経営に対する実効性の高い監督を行うと共に、意思決定の透明性を高め、また適正かつ効率的な業務執行を確保することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。	● 当社独立性判断基準を満たす高い独立性を有し、各分野における高い見識をもって当社の経営に貢献することが期待される、複数の社外取締役を選任。 ● 中長期的な業績の向上と、企業価値の増大への貢献意識を高めることのできる、透明性・客観性の高い役員報酬制度を継続。	各年の取締役会評価を通じて、取締役会の監督機能強化に向けた施策を継続的に実施。	1) 取締役会の多様性（社外取締役常時1/3以上、現在10人中4人）及び女性比率（昨年度比+約10%、現在10人中2人）が向上。 2) 指名委員会の構成人員を社外過半数（7名中4名、昨年度比+7.1%）へ増員。（8名中4名 50%→7名中4名 57.1%） 1)、2)の実行をもって、体制面でのガバナンス強化については概ね整備を完了。来年度以降は今年度策定した「上場子会社ガバナンス方針」の実施状況をモニタリングし、親子上場問題にも対応していく。

方針・基本的な考え方

伊藤忠グループは、創業者・伊藤忠兵衛の言葉から生まれた「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を企業理念とし、自社の利益だけではなく取引先、株主、社員をはじめ周囲の様々なステークホルダーの期待と信頼に応じて社会課題の解決に貢献することにより、世の中に善き循環を生み出し、持続可能な社会に貢献することを目指しております。また、社員一人ひとりが自らの商いにおける行動を自発的に考え、売り手、買い手のみならず世間に対しても、より善い商い、より善い未来に向けた「無数の使命」を果たすべく、「ひとりの商人、無数の使命」を企業行動指針と定めています。

伊藤忠商事は、この企業理念及び企業行動指針に則り、様々なステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築することにより、長期的な視点に立って企業価値の向上を図ることを経営の基本方針とし、この基本方針に従い、適正かつ効率的な業務執行を確保することができるよう、意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制を構築します。

充実したコーポレート・ガバナンスのためには、経営者による健全なリーダーシップの発揮と、透明で公正な意思決定の両立が不可欠であるとの考えのもと、伊藤忠商事は、監査役（監査役会）設置会社として、法令上認められる範囲内で通常の業務執行に属する事項の経営陣への委任を進める一方、経営監視を強化するための施策を行ってきました。2017年度には、業務執行取締役を大幅に減員することにより社外取締役比率を3分の1以上に高め、経営の執行と監督の分離を促進し、今後も引き続き社外取締役比率3分の1以上を維持していきます。また、取締役会の諮問委員会として、社外取締役を委員長とし委員総数の過半数を社外役員とする「ガバナンス・報酬委員会」及び「指名委員会」を設置しております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、独立性の確保を重視しており、(株)東京証券取引所が定める「独立役員」の要件に加えて、伊藤忠商事独自の独立性判断基準を策定しております。このように高い独立性が確保された取締役会において、経営陣による業務執行の監督の他、定量面または定性面から重要性の高い業務執行に関する審議も行っており、業務執行の監督が適切に行われることに加え、重要な業務執行については社外の視点からの検討も行うことができると考えております。

更に、伊藤忠商事は、株主・投資家等のステークホルダーに対する財務・非財務情報の発信もコーポレート・ガバナンス上の重要な課題の一つと認識し、様々なステークホルダーとの間の対話を更に促進する目的で「IR基本方針」を定め、適時・適切な情報開示に努めております。こうした対話の促進により、長期的な視点での伊藤忠商事の企業価値の向上に繋げていきたいと考えております。

伊藤忠商事としては、現状のコーポレート・ガバナンス体制は(株)東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」において標榜されている「攻めのガバナンス」の精神にも適うものであると考えております。一方で、伊藤忠商事が置かれた経営環境を踏まえた最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、引き続き検討を続けていきます。

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

2020年6月現在、伊藤忠商事は（株）東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」に記載された各原則をすべて実施しております。

詳細につきましては、コーポレート・ガバナンス報告書（https://www.itochu.co.jp/ja/files/corporate_governance.pdf）をご参照ください。

- 取締役会の任意諮問委員会として、取締役会下にガバナンス・報酬委員会及び指名委員会を設置
- 執行役員、取締役候補者及び監査役候補者の選任の方針と手続
- 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準を策定

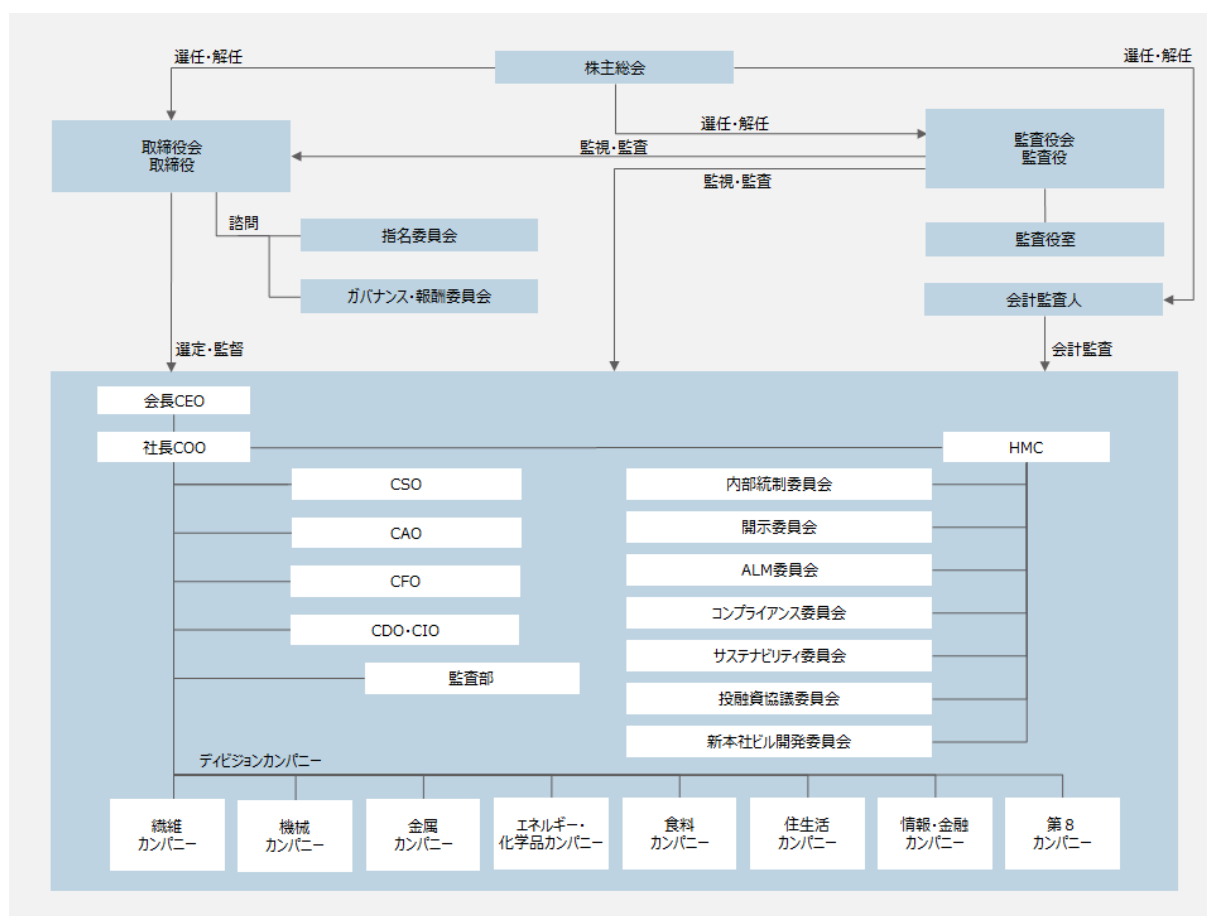
現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

伊藤忠商事は、監査役（監査役会）設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。この監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、伊藤忠商事は、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、2017年度より取締役総数の3分の1以上の社外取締役を選任しており、今後も引続き社外取締役比率3分の1以上を維持していきます。また、取締役会の任意諮問委員会として、社外取締役を委員長とし委員総数の過半数を社外役員とする「ガバナンス・報酬委員会」及び「指名委員会」を設置しております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、独立性の確保を重視しており、（株）東京証券取引所が定める「独立役員」の要件に加えて、伊藤忠商事独自の独立性判断基準を策定しております。取締役総数の3分の1以上の社外取締役を含む取締役会及びその任意諮問委員会に加え、社外監査役が過半を占める監査役会を基礎とした現状の企業統治体制は、上記に記載した伊藤忠商事の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に合致したものであると考えております。

コーポレート・ガバナンス

1. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
2. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
3. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定のもと、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
4. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図 (2020年4月1日現在)



※1 HMC=Headquarters Management Committee CEO=Chief Executive Officer COO=Chief Operating Officer
CSO=Chief Strategy Officer CAO=Chief Administrative Officer CFO=Chief Financial Officer
CDO・CIO=Chief Digital & Information Officer ALM=Asset Liability Management

※2 コンプライアンス統括役員はCAO。また、各ディビジョンカンパニーにはカンパニープレジデントを設置。

※3 内部統制システムは社内のあらゆる階層に組込まれており、そのすべてを表記することはできませんので、主要な組織及び委員会のみ記載しています。

取締役会及び取締役

概要

- 伊藤忠商事は、取締役会設置会社、監査役（監査役会）設置会社です。
- 2018年4月1日付にて、取締役会長が最高経営責任者（CEO（Chief Executive Officer））、取締役社長が最高執行責任者（COO（Chief Operating Officer））を兼務しております。
- 取締役会は、社内取締役6名、社外取締役4名の計10名で構成されており、取締役会長が取締役会議長を務めています。毎月1回以上開催することを原則とし、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、社外取締役のうち2名は女性であり、また、社内取締役一人当たりの平均海外駐在年数は5.7年です（2020年6月19日現在）。
- 取締役は、取締役会が決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行しております。
- 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定のもと、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。なお、2020年6月19日時点における執行役員（取締役兼務を含む）の総数は36名で、男性34名、女性2名で構成されております。
- 社長及び取締役会による適切かつ機動的な業務執行に関する意思決定に資することを目的として、HMC（Headquarters Management Committee）及び各種社内委員会を設置しております。HMCは、原則として社長が議長を務め、原則として会長、社長及び社長が指名する執行役員で構成されています。社長の補佐機関として、会社の全般的経営方針及び経営に関する重要事項を協議しております。

コーポレート・ガバナンス体制早見表（2020年6月19日現在）

機関設計の形態	取締役会・監査役（監査役会）設置会社
取締役の人数（内、社外取締役の人数）	10名（4名※）
監査役の人数（内、社外監査役の人数）	5名（3名）
取締役の任期	1年（社外取締役も同様）
執行役員制度の採用	有
社長の意思決定を補佐する機関	HMC（Headquarters Management Committee）が全社経営方針や重要事項を協議
取締役会の任意諮問委員会	ガバナンス・報酬委員会及び指名委員会を設置

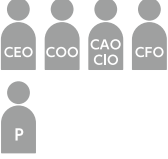
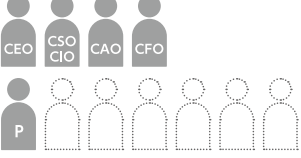
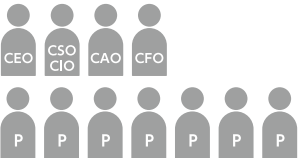
※ 社外取締役のうち2名は女性、社内取締役一人あたりの平均海外駐在年数は5.7年

構成

氏名	役位・役職	取締役会出席状況	在任年数	ガバナンス・報酬委員会	指名委員会
岡藤 正広 再任 男性	取締役会長 CEO	15/15回 (100%)	16年	○	○
鈴木 善久 再任 男性	取締役社長 COO (兼) CDO・CIO	15/15回 (100%)	4年	○	○
吉田 朋史 再任 男性	取締役 副社長執行役員 住生活カンパニー プレジデント	15/15回 (100%)	5年9カ月	—	—
福田 祐士 再任 男性	取締役 副社長執行役員 東アジア総代表 (兼) アジア・大洋州総支配人 (兼) CP・CITIC管掌	11/11回 (100%) (就任以降)	4年9カ月	—	—
小林 文彦 再任 男性	取締役 専務執行役員 CAO	15/15回 (100%)	5年	—	○
鉢村 剛 再任 男性	取締役 専務執行役員 CFO	15/15回 (100%)	5年	—	—
村木 厚子 再任 社外 女性 独立	取締役	15/15回 (100%)	4年	—	◎
望月 晴文 再任 社外 男性 独立	取締役	15/15回 (100%)	3年	○	○
川名 正敏 再任 社外 男性 独立	取締役	15/15回 (100%)	2年	◎	—
中森 真紀子 再任 社外 女性 独立	取締役	11/11回 (100%) (就任以降)	1年	○	—

◎委員長 ○委員

取締役会の変遷

	業務執行取締役	社外取締役	社外取締役割合	女性取締役割合
2020年	6名 	4名 	40% 	20% (2名) 
2019年	6名 	4名 	40% 	20% (2名) 
2018年	5名 	3名 	38% 	13% (1名) 
2017年	5名 	4名 	44% 	11% (1名) 
2016年	11名 	3名 	21% 	7% (1名) 

P : カンパニープレジデント

取締役候補者の選任の方針と手続き

広範囲な事業領域を有する総合商社の取締役会として、適切な経営の監督及び重要な業務執行の意思決定を行えるよう、原則として、会長、社長及び総本社職能担当オフィサーの他、カンパニープレジデントの中から適任者1名を取締役（社内）として選任するとともに、取締役会の経営監督機能を強化するため、社外取締役比率を3分の1以上とする、複数名の社外取締役を選任します。社外取締役については、独立性を重視する観点から、（株）東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び伊藤忠商事の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすとともに、各分野における経験を通じて培った高い見識をもって伊藤忠商事の経営に貢献することが期待される者を優先的に選任します。取締役候補者については、上記の方針を踏まえ、また、知見、経験、性別、国際性等の多様性にも留意しながら、会長が原案を作成し、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。

氏名	独立役員	選任の理由
村木 厚子	○	厚生労働省（及び旧労働省）における行政官としての豊富な経験と高い見識を活かして、独立の立場から伊藤忠商事の経営を監視・監督することを期待して選任しております。なお、村木氏は、（株）東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び伊藤忠商事独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
望月 晴文	○	経済産業省（及び旧通商産業省）における行政官としての豊富な経験と高い見識及び兼職先における企業経営者としての経験を活かして、独立の立場から伊藤忠商事の経営を監視・監督することを期待して選任しております。なお、望月氏は、（株）東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び伊藤忠商事独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
川名 正敏	○	東京女子医科大学病院の医師として長年従事し、同院副院長等の重要役職を歴任、同大学附属青山病院院長としての病院経営の経験と医療に関する高度な知識を活かして、独立の立場から伊藤忠商事の経営を監視・監督することを期待して選任しております。なお、川名氏は、（株）東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び伊藤忠商事独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
中森 真紀子	○	公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な企業経営者としての経験を活かして、独立の立場から伊藤忠商事の経営を監視・監督することを期待して選任しております。なお、中森氏は、（株）東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び伊藤忠商事独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。

社外取締役の主な専門的経験分野

氏名役割	主な専門的経験分野						主な経歴・資格等
	経営全般	海外駐在 (グローバル)	財務・経理	人事・労務	内部統制・ 法務/コンプライアンス	健康・医療	
村木 厚子 社外取締役 指名委員会委員長	○			○	○	○	厚生労働省・事務次官
望月 晴文 社外取締役	○	○ (北米/欧州)		○	○		経済産業省・事務次官
川名 正敏 社外取締役 ガバナンス・報酬委員会 委員長	○	○ (北米)		○	○	○	東京女子医科大学病院 副院長、医学博士
中森 真紀子 社外取締役	○		○		○		伊藤忠テクノソリューションズ（株）他 複数企業の社外役員、 公認会計士

責任限定契約の内容の概要

伊藤忠商事社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、同法423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

報酬

取締役に対する報酬制度の概要

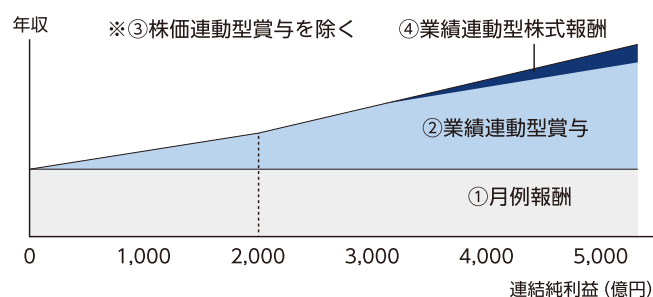
伊藤忠商事の現行の取締役報酬制度は、「業績拡大のインセンティブ」の目的で設計されています。総報酬に占める業績連動型賞与の割合が高く、また、過去より算定式を含めて本報酬制度を対外的に開示しており、その透明性が高いことが特徴ですが、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるため、報酬の一部として株式報酬を含めています。

2020年度の実行役員報酬制度は、①月例報酬、②業績連動型賞与、③株価連動型賞与及び④業績連動型株式報酬（信託型）から構成されています。このうち、③株価連動型賞与は、2018年度に導入した時価総額連動型賞与を改定したもので、導入時に採用した単年度ベースでの設計ではなく、2018年度から2020年度に

おける当社の株価成長率を、東証株価指数（TOPIX）の成長率と相対評価した上で賞与額を算定するものであり、株式報酬と同様に、中長期の視点に立った企業価値の増大に対する意識を更に強化することを目的としています。

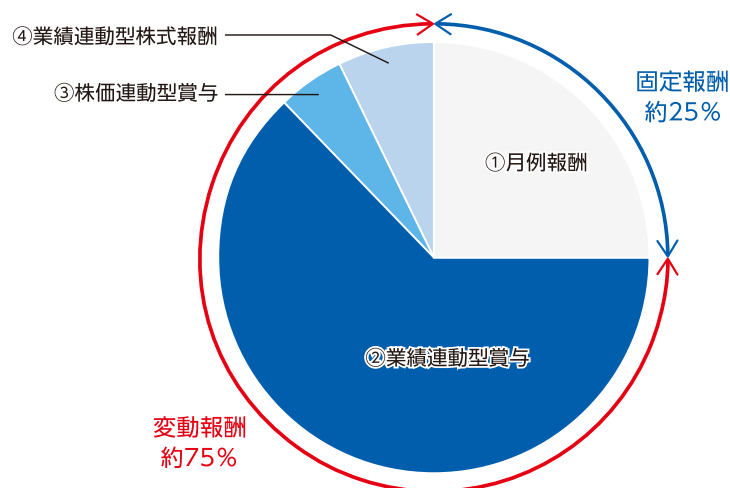
当期純利益（連結）は、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であるため株式市場の関心が高く、今後も指標としての重要性は揺るがないと考えており、また、従業員の賞与も当期純利益（連結）に連動させていることから、業績連動型賞与（上記②）及び業績連動型株式報酬（上記④）の連動指標は「当社株主に帰属する当期純利益（連結）」としています。また、株価連動型賞与（上記③）については、上述のとおり、2018年度から2020年度における当社の株価成長率を連動指標としていますが、株価成長率の算出にあたっては各事業年度における日々の当社株価終値の単純平均値を使用します。

取締役（社外取締役を除く）報酬イメージ



報酬の種類	内容	固定/ 変動	報酬限度額	株主総会 決議
①月例報酬	役位ごとの基準額をベースに会社 への貢献度等に応じて決定	固定	月例報酬総額として年額8億円 (うち、社外取締役分は年額1億円)	2019年 6月21日
②業績連動 型賞与	当期純利益（連結）に基づき総支 給額が決定し、取締役の役位ポイ ントに応じて個別支給額が決定	変動 (単年度)	賞与総額として年額20億円 ※社外取締役は不支給	
③株価連動 型賞与	2018年度から2020年度における当 社の株価成長率を、東証株価指数 (TOPIX)の成長率と相対評価した うえで賞与額を算定	変動 (中長期)		
④業績連動 型株式報酬	当期純利益（連結）に基づき総支 給額が決定し、業績連動型賞与の 個別支給額の算出にあたり使用す る取締役の役位ポイントに応じて 個別支給額が決定		以下は2事業年度分かつ取締役及び執行役員を 対象とした限度額 ● 当社から信託への拠出上限額：15億円 ● 対象者に付与するポイントの総数：130万 ポイント（1ポイント＝1株として換算） ※社外取締役は不支給	2016年 6月24日

取締役（社外取締役を除く）報酬構成比率イメージ（2019年度）



※ 当期純利益（連結）が赤字となった場合には、業績連動型賞与、業績連動型株式報酬のいずれも支給されません。

報酬算定方法

2020年度における取締役賞与

業績連動型賞与

2020年度の業績連動型賞与は、次回定時株主総会終了後、下記方法に基づき算定のうえ、支給額を確定し支払います。

a. 総支給額

総支給額は下記b.の個別支給額の合計額または20億円のいずれか少ない額です。

b. 個別支給額

個別支給額に係る具体的算定フォーミュラを示すと、次のとおりとなります。

総支給額算定ベース = (A + B + C) × 対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 55

A = 2020年度当社株主に帰属する当期純利益（連結）のうち2,000億円に達するまでの部分 × 0.35%

B = 2020年度当社株主に帰属する当期純利益（連結）のうち2,000億円を超え3,000億円に達するまでの部分 × 0.525%

C = 2020年度当社株主に帰属する当期純利益（連結）のうち3,000億円を超える部分 × 0.35%（1円未満切捨て）

個別支給額 = 総支給額算定ベース × 役位ポイント ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和 × 20% + (総支給額算定ベース × 役位ポイント ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和) × 80% × 担当組織当期純利益（連結）の計画達成率により決定する乗率

※（1,000円未満切上げ）

※ 担当組織当期純利益(連結)の計画達成率により決定する乗率：100% + (担当組織当期純利益（連結）の計画達成率 - 100%) × 2（乗率が負数の場合は0%とします）

※ 2020年度の当社取締役のうち、担当組織の業績評価を反映する取締役の担当は住生活カンパニーであり、同カンパニーの2020年度の当期純利益（連結）の計画値は600億円（2020年5月8日に公表）となります。

※ 担当組織の業績評価ができないカンパニープレジデント以外の取締役の担当組織当期純利益（連結）の計画達成率は100%とします。

役位ポイントは次のとおりです。

取締役会長	取締役社長	取締役 副社長執行役員 （国内居住）	取締役 副社長執行役員 （国内非居住）	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員
10	7.5	5	4	4	3

個別支給額の限度額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	個別支給額の限度額
取締役会長	560
取締役社長	420
取締役副社長執行役員（国内居住）	280
取締役副社長執行役員（国内非居住）	224
取締役専務執行役員	224
取締役常務執行役員	168

株価連動型賞与

当社は、2018年2月2日開催の取締役会決議に基づき、当社企業価値の増大に向けたインセンティブとする目的で、当社株式時価総額の前事業年度比増加額に連動する時価総額連動型賞与を導入しましたが、中長期の視点に立った企業価値の増大に対する意識を更に強化するため、以下の変更を行い、名称を時価総額連動型賞与から株価連動型賞与に改定いたしました。

- 単年度ベースではなく、3年をベースとした設計に変更
- より株主の皆様と目線を合わせるため連動指標を時価総額から株価に変更
- 公平性を担保するため、絶対額に相対的な指標を加味した内容に変更

2019年度及び2020年度の株価連動型賞与は、個別支給額に係る下記の具体的算定フォーミュラに基づき各事業年度ごとに賞与額を算定のうえ、取締役退任時（取締役退任後において執行役員の地位に就く場合には執行役員退任時）に支給額を確定し支払います。

a. 2019年度

$$\left(\text{2019年度の日々の当社株価終値の単純平均値} - \text{2018年度の日々の当社株価終値の単純平均値} \right) \times 1,300,000 \times \left(\text{2019年度の役位ポイント} \right) \div \left(108.8 \text{ポイント} \right) \times \text{相対株価成長率}^{\ast 1}$$

※1 相対株価成長率 =
$$\left(\text{2019年度の日々の当社株価終値の単純平均値} \div \text{2018年度の日々の当社株価終値の単純平均値} \right) \div \left(\text{2019年度の日々のTOPIX}^{\ast 2} \div \text{2018年度のTOPIXの単純平均値} \right)$$

※2 TOPIX = 東証市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象とする株価指数（以下、同じ）

b. 2020年度

$$\left(\left(\text{2020年度の日々の当社株価終値の単純平均値} - \text{2018年度の日々の当社株価終値の単純平均値} \right) \times 1,300,000 \times \left(\text{2019年度から2020年度の単年度ごとの役位ポイントの合計} \right) \div \left(108.8 \text{ポイント} \times 2 \text{（年）} \right) \times \text{相対株価成長率}^{\ast 3} - \left(\text{上述(i)にて算定した2019年度の株価連動型賞与} \right) \right)$$

※3 相対株価成長率 =
$$\left(\text{2020年度の日々の当社株価終値の単純平均値} \div \text{2018年度の日々の当社株価終値の単純平均値} \right) \div \left(\text{2020年度の日々のTOPIXの単純平均値} \div \text{2018年度の日々のTOPIXの単純平均値} \right)$$

各取締役の役位ポイントは、業績連動型賞与の算定に用いられるものと同一です。

なお、取締役に対する株価連動型賞与は、業績連動型賞与と合わせた金額が取締役に対する賞与の限度額である20億円を超えない範囲で支給されます（上記算定式に基づく業績連動型賞与と株価連動型賞与の金額が20億円を超える場合には、業績連動型賞与を優先的に、限度額に充当します）。

業績連動型株式報酬

- 2016年6月24日開催の第92回定時株主総会での決議により、当社は、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しておりますが、2020年5月13日開催の取締役会決議により、当社は、2020年度以降も本制度を継続しております。本制度については、後述「本制度の概要」に記載しております。
- 本制度により取締役等には、信託期間中の毎年6月に、前年7月1日から同年6月末日までの期間を対象として、同年3月31日で終了した事業年度の業績及び当該支給対象期間の在任月数に応じてポイントが付与されます。
- 2020年度の実績（社外取締役を除く）へ付与されるポイントの算定方法は、次のとおりです。なお、1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切捨てます。

ポイント = 個別株式報酬額^{※1} ÷ 信託内の当社株式の取得平均株価^{※2} × { (対象期間の開始月である7月から翌年6月までの間の在任月数 (1月未満切上げ)) ÷ 12 } (小数点以下の端数は切捨て)

※1 個別株式報酬額は、次のとおり算定された総株式報酬額に基づき、算定されます。

a. 総株式報酬額

= (2020年度当社株主に帰属する当期純利益(連結) - 3,000億円) × 0.175% × 対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 55 (1円未満切上げ)

b. 個別株式報酬額

= 総株式報酬額 × 役位ポイント ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和 (千円未満切捨て)

各取締役の役位ポイントは、次のとおりです。

取締役会長	取締役社長	取締役 副社長執行役員 (国内居住)	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員
10	7.5	5	4	3

※2 信託期間の延長が行われた場合には、信託期間の延長に伴い本信託により取得された当社株式の取得平均株価とします（但し、信託期間の延長に伴い本信託により取得された当社株式がない場合には、延長された信託期間の初日の（株）東京証券取引所の当社株式の終値とします）。

- 執行役員（取締役兼務者を除く）に対して毎年6月に付与されるポイントは、取締役に準じた方法により算出するものとします。
- 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランです。当社は、取締役等の退任後（当該取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に、BIP信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を業績等に応じて当社株式から生じる配当とともに交付または給付します。

本制度の概要は次のとおりです。

- (1) 本制度の対象者：当社の取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。2020年6月19日現在の対象者は、取締役5名、取締役を兼務しない執行役員7名。）
- (2) 当社が本信託に拠出する金員の上限：2事業年度を対象として、合計15億円。
- (3) 本信託による当社株式の取得方法：株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。
- (4) 対象者が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の上限：2事業年度を対象として、信託期間中に対象者に付するポイントの総数（株式数）の上限は130万ポイント（年平均で65万ポイント）。
- (5) 業績達成条件の内容：毎事業年度の「当社株主に帰属する当期純利益（連結）」の水準に応じて業績連動型株式報酬の原資が変動。詳細は上記記載のとおり。
- (6) 対象者に対する当社株式等の交付の時期：退任後
- (7) 本信託内の当社株式に関する議決権行使：本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しない。

国内非居住者の取締役に対する特則

国内非居住者の取締役は業績連動型株式報酬の対象外であるため、その代替として、当該取締役が業績連動型株式報酬の対象であれば支給される、上記(c).の算定式にて算出される個別株式報酬額相当額（但し、国内非居住者の取締役の役位ポイントは15）に、一定の業績達成率に応じて加減算して算出される額を、上記とは別の業績連動型賞与として、次回定時株主総会終了後、支給額を確定し支払います（1,000円未満切上げ）。当該業績連動型賞与は、上記の業績連動型賞与及び上記の株価連動型賞与を合わせた金額が賞与限度額である20億円（2019年6月21日株主総会決議）を超えない範囲で支給されます（当該業績連動型賞与及び上記の業績連動型賞与並びに上記の株価連動型賞与の金額が20億円を超える場合には、当該業績連動型賞与及び上記の業績連動型賞与を優先的に、限度額に充当します）。

2019年度における役員報酬等

2019年度における伊藤忠商事の取締役に対する報酬等の内容は、次のとおりです。

役員区分	人員数（名）	報酬等の総額（百万円）	内訳
取締役（内、社外）	10（4）	2,298（59）	(1) 月例報酬 591百万円（59百万円） (2) 業績連動型賞与 1,273百万円 (3) 株価連動型賞与 105百万円 (4) 特別慰労一時金 180百万円 (5) 株式報酬 149百万円

（百万円未満四捨五入）

※1 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月例報酬総額として年額8億円（うち、社外取締役分は年額1億円）、上記報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対する賞与総額として年額20億円（いずれも2019年6月21日株主総会決議）です。

※2 株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額総額13百万円（2005年6月29日株主総会決議。2020年6月19日現在の対象者は5名。）です。

※3 当社は、特別慰労一時金を支給することを、ガバナンス・報酬委員会の審議を経たうえで2020年5月13日開催の取締役会で決議しております。これは、厳しさを増す経営環境にもかかわらず、当社が史上最高益を更新したことを踏まえて、取締役賞与の限度額を超えない範囲で支給するものです。

※4 当社は2016年6月24日開催の第92回定時株主総会において、取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）の導入を決議しております。表の株式報酬の総額は、役員報酬BIP信託に関して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額等です。

※5 株価連動型賞与の賞与額は、2020年度終了時に確定します。

2019年度の報酬等総額が1億円以上である役員の氏名、役員区分及び報酬額の内訳は、次のとおりです。

氏名	役員区分	月例報酬	業績連動型賞与	株価連動型賞与	特別慰労一時金	株式報酬	合計
岡藤 正広*	取締役	153百万円	351百万円	30百万円	50百万円	49百万円	632百万円
鈴木 善久	取締役	90百万円	263百万円	22百万円	40百万円	37百万円	452百万円
吉田 朋史	取締役	85百万円	171百万円	15百万円	25百万円	24百万円	320百万円
福田 祐士*	取締役	66百万円	207百万円	15百万円	25百万円	0百万円	313百万円
小林 文彦	取締役	71百万円	140百万円	12百万円	20百万円	20百万円	263百万円
鉢村 剛	取締役	68百万円	140百万円	12百万円	20百万円	20百万円	259百万円

（百万円未満四捨五入）

※ 2019年度の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月例報酬、業績連動型賞与、株価連動型賞与、特別慰労一時金及び業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）により構成されております。月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、業績連動型賞与は当社株主に帰属する当期純利益（連結）に基づき総支給額が決定され、株価連動型賞与は当社の株価成長率を、東証株価指数（TOPIX）と相対評価したうえで賞与額を算定する仕組みをとっております。なお、*印の取締役の月例報酬には住宅手当が含まれております。

実効性評価

伊藤忠商事は、2019年度取締役及び監査役を対象として取締役会の実効性に関する評価を実施しました。

評価の結果、取締役会の構成、任意諮問委員会の構成、役割・責務、運営状況、情報提供・トレーニングの面において、伊藤忠商事の取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

外部コンサルタントよりは、アンケート設問の大多数でスコアが改善していることに加え、①多様性向上や諮問委員会構成等の外形的な前進、②議事進行・運営の向上による取締役会の議論の活発化、③情報共有の拡充等を通じ、取締役会の実効性は更に前進している、との評価がありました。

また、前回評価において継続課題として認識した「『モニタリング重視型』への移行を踏まえた取締役会の運用」については、経営戦略や企業理念等伊藤忠商事が目指すべき中長期的な企業価値向上に向けた議論が行われ、着実な進展がみられました。

一方、今後の課題として、①取締役会の更なる多様性向上、②取締役会の中長期的な議論の一層の拡充、及び③社外役員の情報提供強化等について、引続き取組みを要するとの意見がありました。

上記の調査結果を踏まえ、伊藤忠商事は、社外役員の多様性向上に向けた検討を継続すると共に、取締役会における大きなテーマでの議論の拡充を図って参ります。

伊藤忠商事は、今回の取締役会評価の結果を踏まえ、引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでいきます。

（上記取締役会評価結果の概要については、伊藤忠商事ホームページ上に公表しております。以下のURLをご参照下さい。

https://www.itochu.co.jp/ja/files/board_evaluation_2019j.pdf

諮問機関

取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意諮問委員会として、取締役会下に社外取締役を委員長とし、委員総数の過半数を社外役員とするガバナンス・報酬委員会及び指名委員会を設置しております。

取締役会の任意諮問委員会

名称	役割
ガバナンス・報酬委員会	執行役員・取締役の報酬制度、その他ガバナンス関連議案の審議
	2019年度は合計3回開催し、全委員会に全委員が出席のうえ、役員報酬制度、2018年度及び2019年度の実効性評価、上場子会社ガバナンス方針、指名委員会改組等につき審議を行っております。
指名委員会	執行役員の選解任、取締役・監査役候補の指名、取締役・監査役の解任、及び役付取締役・役付執行役員の選定・解職等の議案の審議
	2019年度は合計4回開催し、このうち1回の委員会には社外役員である委員のみが出席し、他3回の委員会には全委員が出席のうえ、役員人事、後継者計画等につき審議を行っております。

ガバナンス・報酬委員会及び指名委員会の構成（2020年6月19日現在）

氏名	役位	ガバナンス・報酬委員会	指名委員会
岡藤 正広	代表取締役会長	○	○
鈴木 善久	代表取締役社長	○	○
小林 文彦	代表取締役		○
村木 厚子	社外取締役		◎（委員長）
望月 晴文	社外取締役	○	○
川名 正敏	社外取締役	◎（委員長）	
中森 真紀子	社外取締役	○	
土橋 修三郎	常勤監査役		※
京田 誠	常勤監査役	○	
間島 進吾	社外監査役		○
瓜生 健太郎	社外監査役		○
大野 恒太郎	社外監査役	○	
		（7名）	（7名）

※ 土橋監査役はオブザーバーとして出席。

主な社内委員会

- 社長及び取締役会による適切かつ機動的な業務執行に関する意思決定に資することを目的として、HMC（Headquarters Management Committee）及び各種社内委員会を設置しております。HMCは、原則として社長が議長を務め、原則として会長、社長及び社長が指名する執行役員で構成されています。社長の補佐機関として、会社の全般的経営方針及び経営に関する重要事項を協議しております。
- 各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行っております。また、内部統制委員会等の一部の社内委員会には外部有識者を委員とする等、外部の意見を取り入れ、社長及び取締役会の意思決定に役立てております。主な社内委員会とその役割は次のとおりです（2020年6月19日現在）。

名称	委員長	目的
内部統制委員会	CAO	内部統制システムの整備に関する事項の審議
開示委員会	CFO	企業内容等の開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項の審議
ALM委員会	CFO	リスクマネジメント体制・制度及びB/S管理に関する事項の審議
コンプライアンス委員会	CAO	コンプライアンスに関する事項の審議
サステナビリティ委員会	CAO	サステナビリティ及びESG（環境活動、社会貢献活動を含む。但し、ガバナンス関連事項は除く）に関する事項
投融資協議委員会	CFO	投融資案件に関する事項の審議
新本社ビル開発委員会	CAO	東京新本社ビルに関する事項の審議

執行役員の選任の方針と手続

執行役員は、原則、伊藤忠商事の職務等級制度における経営者候補層の中から高評価を得、誠実な人格で高い識見と能力を有している者、または既に執行役員として選任されている者の中から、その職責を全うするために必要な知見と経験を有する者を毎年選任します。選任の手続としては、新任の者については役員の推薦に基づき、また、再任の者については執行役員としての業績評価を踏まえて会長が候補者を選定し、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。なお、執行役員が伊藤忠商事の執行役員規程に違反したとき、その他執行役員としてふさわしくないと認められる場合には、会長（又は指名委員会委員長）による立案に基づく指名委員会での審議を経て、取締役会の決議により適時に解任するものとします。

監査役会及び監査役

概要

- 監査役と監査役会は、監査の品質向上及び効率化並びにコーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与を目的として、会計監査人との間で、相互の監査計画・監査の実施状況及び結果その他監査上の重要事項について、積極的に情報及び意見の交換を行う等連携強化に努めております。
- 監査役と監査部（内部監査部門）の間では、内部監査計画を協議するとともに、定期的に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき、相互に意見交換する等、密接な情報交換・連携を図っております。
- 監査部は会計監査人とも定期会合を持ち、情報交換を行う等連携を図っております。
- 監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で構成されています。また、監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を5名（2020年6月19日現在）配置しており、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属します。
- 監査役会は、定時株主総会終了後、最初の監査役会において、翌年の定時株主総会までの期間の監査計画として、監査の方針、監査業務の分担並びに監査実計画を決定し、各監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に従い、取締役・執行役員の職務執行についての適正性を監査しております。
- なお、間島進吾社外監査役は、日本及び米国の公認会計士の資格を有し、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有しており、また、瓜生健太郎社外監査役及び大野恒太郎社外監査役は、日本の弁護士資格を有し、法律並びにコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役、監査部及び会計監査人による監査の結果は、適時適切に取締役会、HMC、社内委員会等に報告され、意思決定にあたり十分考慮されるとともに、経営の改善に活かされております。

構成

氏名	当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況	在任年数	ガバナンス・報酬委員会	指名委員会
土橋 修三郎	常勤監査役	15／15回 (100%)	13／13回 (100%)	2年	－	※
京田 誠	常勤監査役	－	－	－	○	－
間島 進吾	社外 独立 監査役	15／15回 (100%)	13／13回 (100%)	7年	－	○
瓜生 健太郎	社外 独立 監査役	15／15回 (100%)	13／13回 (100%)	5年	－	○
大野 恒太郎	社外 独立 監査役	13／15回 (87%)	13／13回 (100%)	3年	○	－

○委員 ※オブザーバー

監査役候補者の選任の方針と手続き

広範囲な事業領域を有する総合商社の監査役として、経営の監査・監視を適切に行えるよう、伊藤忠商事の経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を監査役として選任します。伊藤忠商事は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とし、社外監査役については、独立性を重視する観点から、(株)東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び伊藤忠商事の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすとともに、高度な専門知識や各分野での豊富な経験をもって伊藤忠商事の経営を適切に監査・監視することが期待される者を選任します。また、監査役のうち最低1名は、財務及び会計について相当程度の知見を有する者を選任します。監査役候補者については、上記の方針を踏まえて会長が常勤監査役と協議のうえ原案を作成し、指名委員会での審議を経て、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決定します。

氏名	独立役員	選任の理由
間島 進吾	○	長年にわたる公認会計士としての財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を活かして、独立の立場から伊藤忠商事の経営を監視・監査することを期待して選任しております。なお、間島氏は、(株)東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び伊藤忠商事独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
瓜生 健太郎	○	弁護士としての法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を活かして、独立の立場から伊藤忠商事の経営を監視・監査することを期待して選任しております。なお、瓜生氏は、(株)東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び伊藤忠商事独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
大野 恒太郎	○	法務省にて、法務事務次官、東京高等検察庁検事長、検事総長等の重要役職を歴任する等、法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を活かして、独立の立場から伊藤忠商事の経営を監視・監査することを期待して選任しております。なお、大野氏は、(株)東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性基準及び伊藤忠商事独自の「独立性判断基準」に基づき独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。

社外監査役の主な経験分野

氏名役割	主な専門的経験分野					主な経歴・資格等
	経営全般	海外駐在 (グローバル)	財務・経理	人事・労務	内部統制・法務/ コンプライアンス	
間島 進吾 社外監査役	○	○ (北米)	○		○	中央大学常任理事、KPMG LLP シニア パートナー、日本・米国（ニューヨーク 州）公認会計士
瓜生 健太郎 社外監査役	○	○ (アジア)			○	瓜生・糸賀法律事務所代表、弁護士
大野 恒太郎 社外監査役	○			○	○	検事総長、法務省・事務次官、弁護士

責任限定契約の内容の概要

伊藤忠商事は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、同法423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

報酬

2019年度における伊藤忠商事の監査役に対する報酬等の内容は、次のとおりです。

役員区分	人員数（名）	報酬等の総額（百万円）	内訳
監査役（内、社外）	5（3）	131（45）	月例報酬のみ

（百万円未満四捨五入）

独立役員による牽制

独立性判断基準

- 伊藤忠商事は、社外役員の独立性に関する判断基準を取締役会において決定し、伊藤忠商事ホームページ上にて公表しております。以下のURLをご参照下さい。
https://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/governance/pdf/independence_criteria.pdf
- 伊藤忠商事は、東証の独立性基準及び伊藤忠商事の上記判断基準に基づき、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

独立役員状況

- 村木取締役は、2019年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。2019年度はガバナンス・報酬委員会の委員長を務め、役員報酬等に関する議論を主導しました。また、内部統制・コンプライアンス、人材活用や組織活性化の分野における数多くの有益な提言等を行っております。
 - 望月取締役は、2019年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。2019年度は指名委員会の委員長を務め、経営陣幹部の選解任や後継者計画について実質面での議論を主導しました。また、内部統制・コンプライアンスや次世代ビジネスを含む幅広い視点から数多くの有益な提言等を行っております。
 - 川名取締役は、2019年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。2019年度はガバナンス・報酬委員会の委員を務め、伊藤忠商事のガバナンスの更なる進化に貢献しました。また、健康経営やメディカルケア関連ビジネスの分野において、専門知識を活かして数多くの有益な提言等を行っております。
 - 中森取締役は、就任後に開催された2019年度の実行役員会11回のすべてに出席し、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。2019年度はガバナンス・報酬委員会の委員を務め、伊藤忠商事のガバナンスの更なる進化に貢献しました。また、内部統制・コンプライアンスや次世代ビジネスの分野において、専門知識・経験を活かして数多くの有益な提言等を行っております。
- 社外取締役については、その客観的・中立的な立場から、当社の取締役会及び取締役会の任意諮問委員会において積極的に助言・提言を行う等、社内取締役に対する監視・監督機能と多様な視点に基づく経営助言機能を適切に発揮することにより、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性の確保・向上に寄与していただいていると考えております。
- 間島監査役は、2019年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また、当該年度に開催された監査役会13回のすべてに出席し、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。2019年度は指名委員会の委員を務め、伊藤忠商事の役員指名の客観性の向上に貢献しました。
 - 瓜生監査役は、2019年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また、当該年度に開催された監査役会13回のすべてに出席し、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。2019年度は指名委員会の委員を務め、伊藤忠商事の役員指名の客観性の向上に貢献しました。
 - 大野監査役は、2019年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、また、当該年度に開催された監査役会13回のすべてに出席し、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。2019年度はガバナンス・報酬委員会の委員を務め、伊藤忠商事のガバナンスの更なる進化に貢献しました。
- 社外監査役については、その客観的・中立的な立場から、伊藤忠商事の取締役会及び取締役会の任意諮問委員会において積極的に意見を述べる等、取締役の職務執行に対する監視・監督機能を適切に発揮することにより、取締役会における意思決定の透明性の確保・向上に寄与していただいているものと考えております。

上場子会社の保有意義及びガバナンスに関する方針

伊藤忠商事は203社の連結子会社（2019年度末日現在）を有し、日本及び世界各国において広範な事業を展開しておりますが、グループの中核を担う伊藤忠商事は、経営方針や短期・中期の経営計画をグループベースで策定し、セグメント毎に定期的にその進捗状況をモニタリングすると共に、多様なリスクにグループとして適切に対処するため、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）をグループベースで整備しております。

具体的には、各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう努めております。また、伊藤忠グループの市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置すると共に、必要なリスク管理体制及び管理手法をグループベースで整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。更に、伊藤忠商事は、グループコンプライアンスプログラムを策定し、法令違反等の事案発生を未然に防止するために必要な体制及び制度を構築・運用の上、定期的なレビューを通じて、その継続的改善に努めております。

伊藤忠商事は、上記連結子会社のうち、上場子会社である伊藤忠テクノソリューションズ（株）、伊藤忠エネクス（株）、伊藤忠食品（株）、コネクシオ（株）、タキロンシーアイ（株）、（株）ファミリーマート、及びプリマハム（株）につき、各社の独立性を尊重し、かつ株主平等の原則から反するような行為は行いません。特に、伊藤忠商事と当該上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、当該上場子会社としての独立した意思決定を担保するために、当該上場子会社に対して、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の構築を促しております。具体的には、①独立社外取締役を取締役総数の3分の1以上とすること、②独立性のある取締役会諮問委員会を設置すること、③独立社外監査役を監査役総数の半数以上とすることを要請しており、上述の上場子会社において概ね当該要請に沿った形でのガバナンス体制が構築されております。

上述のガバナンス体制を前提として、伊藤忠商事における上場子会社の保有意義としては、各上場子会社に共通のものとして、①知名度、信用力及び伊藤忠商事からの独立性に基づく取引先の拡大、②伊藤忠商事と上場子会社間をはじめとするグループ内シナジーの拡大、③当該上場子会社に対する伊藤忠商事の資金負担の軽減、④優秀な人材の確保等が挙げられますが、伊藤忠グループの経営戦略における位置づけや営業的な視点に立った各上場子会社の保有意義は以下のとおりです。

会社名	保有意義
伊藤忠テクノソリューションズ（株）	同社は、伊藤忠グループの国内外ネットワークを活かしたソリューション開発やグループ企業へのサービス展開等を進めて業容を拡大しており、伊藤忠商事と同社は事業パートナーとして適切な関係にあります。なお、同社は伊藤忠商事が過去に行っていた情報産業ビジネスの一部を継承して独立した企業であり、伊藤忠商事の事業とは競合関係になく、同社との取引も僅少です。
伊藤忠エネクス（株）	同社は、国内の幅広い顧客基盤を活かし、既存エネルギー事業、電力事業に加え、新燃料販売、物流効率化事業、次世代ビジネス等を展開しており、同事業において伊藤忠グループが国内外で安定収益基盤を構築していくうえで重要且つ不可欠な存在です。なお、同社は過去に伊藤忠商事の子会社を母体として独立した企業であり、伊藤忠商事の事業とは競合関係になく、同社との取引も僅少です。
伊藤忠食品（株）	同社は、酒類・加工食品の販売を主要事業としております。同社の存在により、伊藤忠商事は国内の多様な小売業との安定的な顧客接点を有するに至っており、この販売チャネルを活用し、食品流通分野における伊藤忠商事の収益の最大化を目指しております。なお、同社との連携を強化しシナジーを追求する一方、伊藤忠商事は同社との間で、互いの経済合理性を追求することを前提とした取引関係を構築しております。
コネクシオ（株）	同社は、伊藤忠グループのネットワークを活用することにより携帯アクセサリ販売、異業種連携の推進等を進めて業容を拡大しており、伊藤忠商事と同社は事業パートナーとして適切な関係にあると考えております。なお、同社は伊藤忠商事が過去に行っていた携帯端末販売ビジネスを継承して独立した企業であり、伊藤忠商事の事業とは競合関係になく、同社との取引も僅少です。
タキロンシーアイ（株）	同社は、高度な技術力と大規模な生産キャパシティを有し、伊藤忠グループの合成樹脂事業における中核会社に位置付けています。伊藤忠商事が持つ幅広い海外ネットワークを活用した同社製品の海外展開支援等のシナジー効果を通じて、伊藤忠グループ収益の最大化を目指します。なお、同社との連携を強化しシナジーを追求する一方、伊藤忠商事は同社との間で、互いの経済合理性を追求することを前提とした取引関係を構築しております。
（株）ファミリーマート	同社は、日本を含む8か国でコンビニエンスストア事業を展開しております。伊藤忠グループにおける生活消費関連ビジネスの要として、多様化する消費者のニーズを捉えた新しい商品・サービスの共同開発、顧客の利便性向上に資するデジタル戦略の推進を通じて、事業基盤の一層の強化を図ってまいります。なお、伊藤忠グループは同社との間で、互いの経済合理性を追求することを前提とした取引関係を構築しております。
プリマハム（株）	同社は、食肉販売及び畜産加工品の製造販売を主要事業としており、伊藤忠商事の畜産バリューチェーンの中で最終製品の供給という重要な役割を担います。伊藤忠商事は、同社とのシナジーを追求する一方、他社とも幅広く取引を行うことでバリューチェーンをより強固なものとしております。なお、伊藤忠商事は同社との間で、互いの経済合理性を追求することを前提とした取引関係を構築しております。

なお、グループ全体の企業価値の向上のため、伊藤忠商事は親会社・大株主として当該上場子会社の法令遵守体制・状況につき、常に十分な注意を払い、必要に応じてコンプライアンスに関わる一定の事項や、内部統制システムの構築等について助言・支援を適宜行っております。

内部統制システム

伊藤忠商事は、2006年4月19日の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を制定しています（直近では2020年4月1日付で一部改訂）。この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしています。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

1. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
2. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
3. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
4. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) コンプライアンス

1. 取締役、執行役員及び使用人は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動指針」に則り行動する。
2. コンプライアンス統括役員（代表取締役）、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

1. 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、CFO（Chief Financial Officer）を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。
2. 開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(4) 内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) HMC及び各種社内委員会

社長補佐機関としてHMC（Headquarters Management Committee）及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとする。

(2) デイビジョンカンパニー制

デイビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

(3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

1. 子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
2. 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。
3. 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、リスクカテゴリー毎にグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。
2. 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
3. 子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

6. 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に当該監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(1) 重要会議への出席

監査役は、取締役会、HMCその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 報告体制

1. 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
2. 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
3. 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

8. 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告体制等

(1) 報告体制

1. 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
2. コンプライアンス統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。
3. 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、上記により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、十分周知する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査部の監査役との連携

監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

以上

内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、伊藤忠商事は、基本方針に定める各事項を更に細分化した確認項目を年度ごとに策定し、各確認項目について担当部署を定めたうえで、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署（及び関連するその他の社内委員会）による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っております。内部統制委員会（2020年度）は、CAOを委員長、事務局を業務部とし、CFO、監査部長及び外部専門家（弁護士）が委員となって構成されている他、監査役も毎回出席し、意見を述べております。

内部統制委員会では、各担当部署から提出される上記確認事項ごとの達成状況や課題等をまとめたチェックリストの内容を検証することに加え、財務報告の適正性確保のための体制、コンプライアンス体制、損失の危険の管理のための体制、及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況等の重要事項については、各担当部署からなされる個別の報告内容を検証することで、内部統制システムの構築・運用状況を確認しております。

また、内部統制委員会における審議結果については、HMC及び取締役会に対しても年2回報告されており、取締役会において、内部統制システムの構築・運用状況について最終的な通期評価を行っております。

内部統制に関連する主な社内委員会の開催状況（2019年度）は、内部統制委員会が2回、コンプライアンス委員会が2回、ALM委員会が10回となっております。

なお、伊藤忠商事の内部統制システムは伊藤忠商事及び伊藤忠商事の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については定期的に内部統制委員会に報告されております。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、伊藤忠商事は2020年5月8日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について2019年度における構築・運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

財務報告の信頼性を高めるための取組み

連結ベースの財務報告の信頼性をより高めるために、社内体制を構築し、財務報告に係る整備・運用状況を定期的に評価することにより、適宜改善を図っています。具体的には、各組織に内部統制統括責任者を任命して整備・運用を進め、監査部が評価し、各組織へフィードバックすることにより、継続的な改善活動を実行しています。この取組み全体を監査部が企画・管理し、重要項目はCFOを委員長とする開示委員会で審議のうえ意思決定をすることにより、全社的な内部統制の強化に努めています。

伊藤忠商事子会社を含めたグループベースでのリスク管理の強化

伊藤忠グループの市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置すると共に、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法をグループベースで整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューしています。「ALM委員会」が伊藤忠グループのバランスシート管理やリスクマネジメントに関する分析・管理に関する審議を行い、伊藤忠グループの資産の保全を図っています。

投資プロセス



集中リスク管理

先進国以外の国に対するカントリーリスクエクスポージャーを総枠で管理すると共に、社内の国格付けに基づく個別の国枠管理も行っています(国枠管理制度)。なお、国枠等については、ALM[※]委員会で審議を行い、HMCで承認しています。

※ ALM : Asset Liability Management

リスクマネジメント

アクションプラン

リスク	機会
● コーポレート・ガバナンス、内部統制の機能不全に伴う事業継続リスク、予期せぬ損失の発生 等	● 強固なガバナンス体制の確立による意思決定の透明性の向上、変化への適切な対応、安定的な成長基盤の確立 等

マテリアリティ	SDGs 目標	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合
確固たるガバナンス体制の堅持	16 PEOPLE PACT	持続可能な成長を実現するガバナンス体制の維持・強化	リスクマネジメント	損失の危険の管理や企業集団の業務の適正を確保する為、グループリスクマネジメント体制を構築し、継続的な維持を実施します。	社内委員会・リスク管理部署の設置、各種規定・基準等の設定や報告・監視体制等のリスク管理体制の整備、有効性を定期的にレビューする。	リスク管理責任部署によるアクションプランの策定と実行、社内委員会によるモニタリング&レビューといったPDCAサイクルを確立することで、中長期的に強固なガバナンス体制を堅持。	● 各リスク管理責任職能部署による2019年度上期のアクションプランに対する進捗状況のレビューを実施。当該期間に発生した事象に対する対応等含め、リスク管理体制は機能している旨、統合RM部が取り纏めて2019年10月の内部統制委員会に報告し、報告了承取得済み。 ● 尚、2019年度下期のレビュー及び2020年度のアクションプランについては2020年4月開催の同委員会に報告し、報告了承取得済み。

方針・基本的な考え方

伊藤忠グループは、その広範にわたる事業の性質上、市場リスク・信用リスク・投資リスクをはじめ、様々なリスクにさらされています。これらのリスクは、予測不可能な不確実性を含んでおり、将来の伊藤忠グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

伊藤忠グループは、リスク管理を経営の重要課題と認識し、COSO-ERMフレームワークの考え方を参考に、伊藤忠グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定め、必要なリスク管理体制及び手法を整備しています。具体的には、下記18のリスクを主要リスク※と定義し、それぞれのリスク管理責任部署において連結ベースでの情報管理・モニタリング体制を構築し、これらのリスクに対処しています。また、管理体制等の有効性につき、社内委員会において定期的にレビューしています。加えて、中期経営計画策定に合わせ、現状把握しているリスクの再評価、及び網羅的にリスクを洗い出すリスクアセスメントという取組みを全社的に実施しております。

※ 主要リスク

- | | | |
|----------------|----------------------------|----------------------|
| 1. コンプライアンスリスク | 2. 法務関連リスク（コンプライアンスリスクを除く） | 3. 安全保障貿易管理に関するリスク |
| 4. 関税関連リスク | 5. カントリーリスク | 6. 商品価格変動リスク（特定重要商品） |
| 7. 信用リスク | 8. 投資リスク | 9. 株価リスク |
| 10. 為替リスク | 11. 金利リスク | 12. 資金調達リスク |
| 13. 情報システムリスク | 14. 情報セキュリティリスク | 15. 労務管理リスク |
| 16. 人材リスク | 17. 財務報告の適正性に関するリスク | 18. 内部管理に関するリスク |

リスク管理体制

伊藤忠商事の事業運営に伴うリスクは、取締役会による監督の下、HMCとリスクマネジメントに関連する各委員会、各カンパニーなどが委譲された権限の範囲内で管理します。

伊藤忠商事では、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューを実施し、取締役会に報告しています。

全社レベルでのリスク管理としては、社長COO及び取締役会による適切かつ機動的な業務執行に関する意思決定に資することを目的として、原則として社長COOが議長をつとめ、会長CEO、社長COO及び社長が指名する執行役員で構成されるHMC及び下部組織である内部統制委員会、開示委員会、ALM委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、投融資協議委員会等において、各分野のリスクに係る個別案件や社内制度を報告・審議する体制を構築・整備しています。

また、全社レベルでのリスク管理の一環として、伊藤忠グループでは、サステナビリティを推進していくため、人権・労働安全・気候変動・自然災害・ESG投資等のESGリスクに関して、サステナビリティ委員会を中心に関連委員会と協議を経て、ESGリスクに関する方針や施策、及びリスク管理体制の浸透について討議のうえ、年に1回以上の頻度で、取締役会への報告を行っています。

事業運営レベルのリスク管理としては、各カンパニーにおいてカンパニーの長であるカンパニープレジデントの諮問機関としてDMC(Division Company Management Committeeの略)が、各カンパニーにおける経営方針及び経営に大きな影響を及ぼす投資・融資・保証・事業等における重要案件を審議しています。委譲された権限を超えるリスクを負担する場合は、重要度に応じ、各種委員会を経てHMC及び、または取締役会へ付議されます。

伊藤忠商事は監査役会設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。監査役は上記各委員会に独立的立場で出席しており、各委員会の委員長である役員はHMCまたは社長COOへの報告を必要に応じて行っています。社長直轄の監査部や他のコーポレートスタッフ部門等は、担当する分野のリスクについて、全社ポジションの監視、所定の権限の範囲内でのコントロール、ならびにHMCとその下部委員会の補佐にあたります。

- 当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図（P148）
- 主な社内委員会（P159）

伊藤忠グループを取り巻く経営環境は日々刻々と加速度的に変化するため、伊藤忠商事では政治・法規制・経済・社会環境・技術革新などのマクロ環境要因に内在するリスクシナリオを作成・検討し、経営計画策定時にそのインパクトを考慮しています。

なお、統合レポートにおける非財務資本に係るPEST分析についてはマクロ環境要因に関するPEST分析ページをご覧ください。
(https://www.itochu.co.jp/ja/ir/doc/annual_report/online2020/pest.html)

取組み

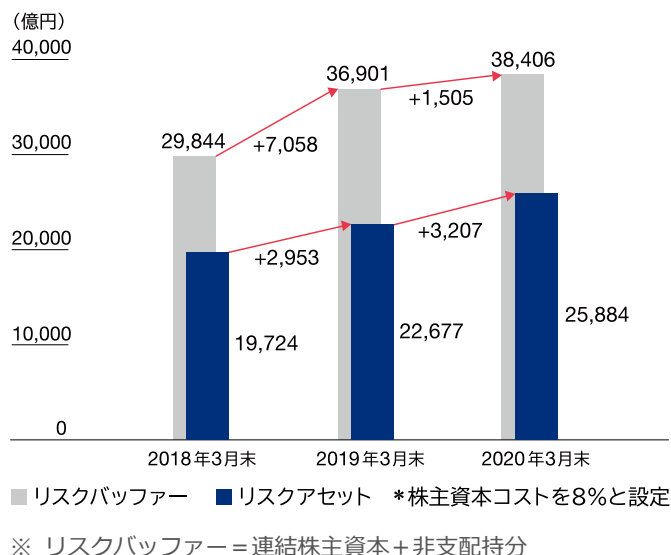
リスク管理

リスクキャピタル・マネジメント*と集中リスク管理

リスクアセットを厳格に管理

伊藤忠商事は、投資を含むバランスシート上のすべての資産及びオフバランス取引において、将来発生し得る最大毀損額をもとに「リスクアセット」を算定し、リスクアセットをリスクバッファ（連結株主資本＋非支配持分）の範囲内にコントロールすることを基本方針とした運用を行っています。今後、既存ビジネスの進化等に繋がる投資を推進していく方針のもとにおいても、リスクアセットはリスクバッファの範囲内で維持し、厳格なリスク管理と更なる財務体質の強化に取組んでいきます。

リスクアセットとリスクバッファの状況



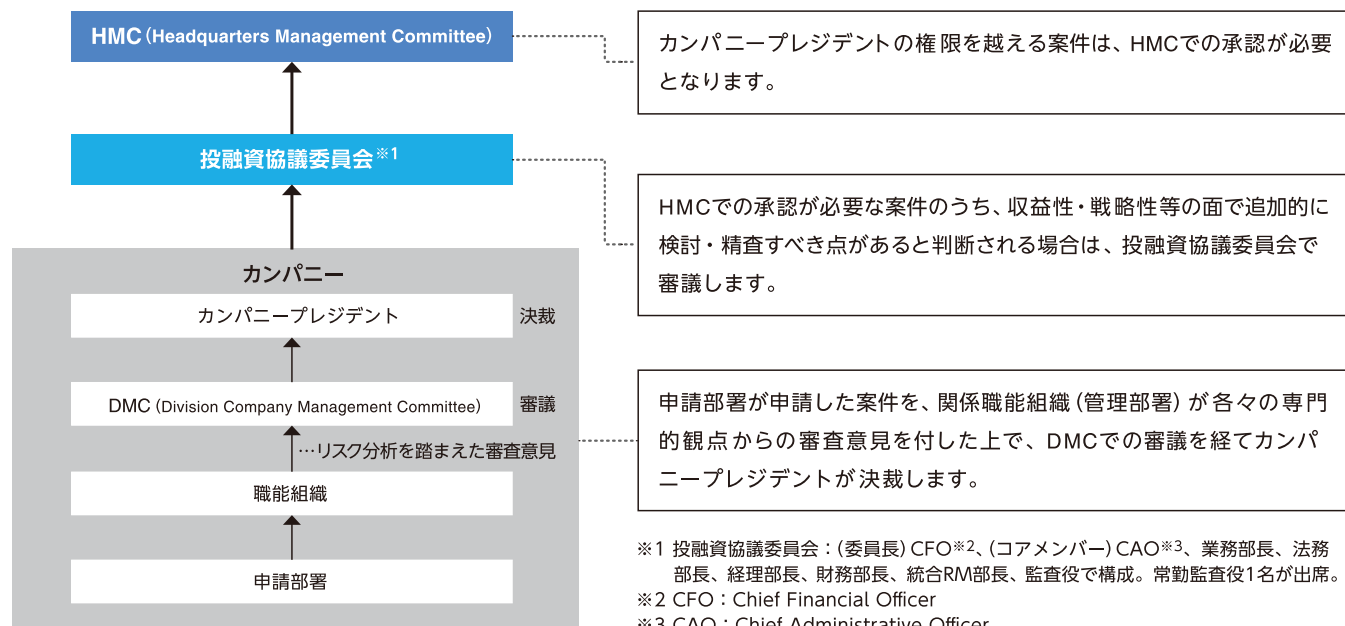
事業投資管理

基本的な考え方

伊藤忠商事がビジネスを創造・拡大する際、業務提携と並び重要な手段となるのが事業投資です。強みのある分野でのタイミングを捉えた戦略的投資の実行を目的に、伊藤忠商事単独での子会社の設立、パートナーとの共同出資、企業買収による経営参画・連結子会社化等の多様な手段の中から最適な形態を選択します。投資は継続保有を原則とし、投資実行後は伊藤忠商事の機能をフル活用して投資先の企業価値の最大化を図り、トレード収益や配当等の収益を拡大しています。投資の大型化等もあり、事業計画・買収価格の妥当性精査を徹底しています。また、既存事業投資についても、事業収益の向上や低効率資産の早期EXITを図るため、EXIT条件の厳格化、定期レビューの徹底を中心にモニタリングを更に強化しています。

投資実行時の意思決定プロセス

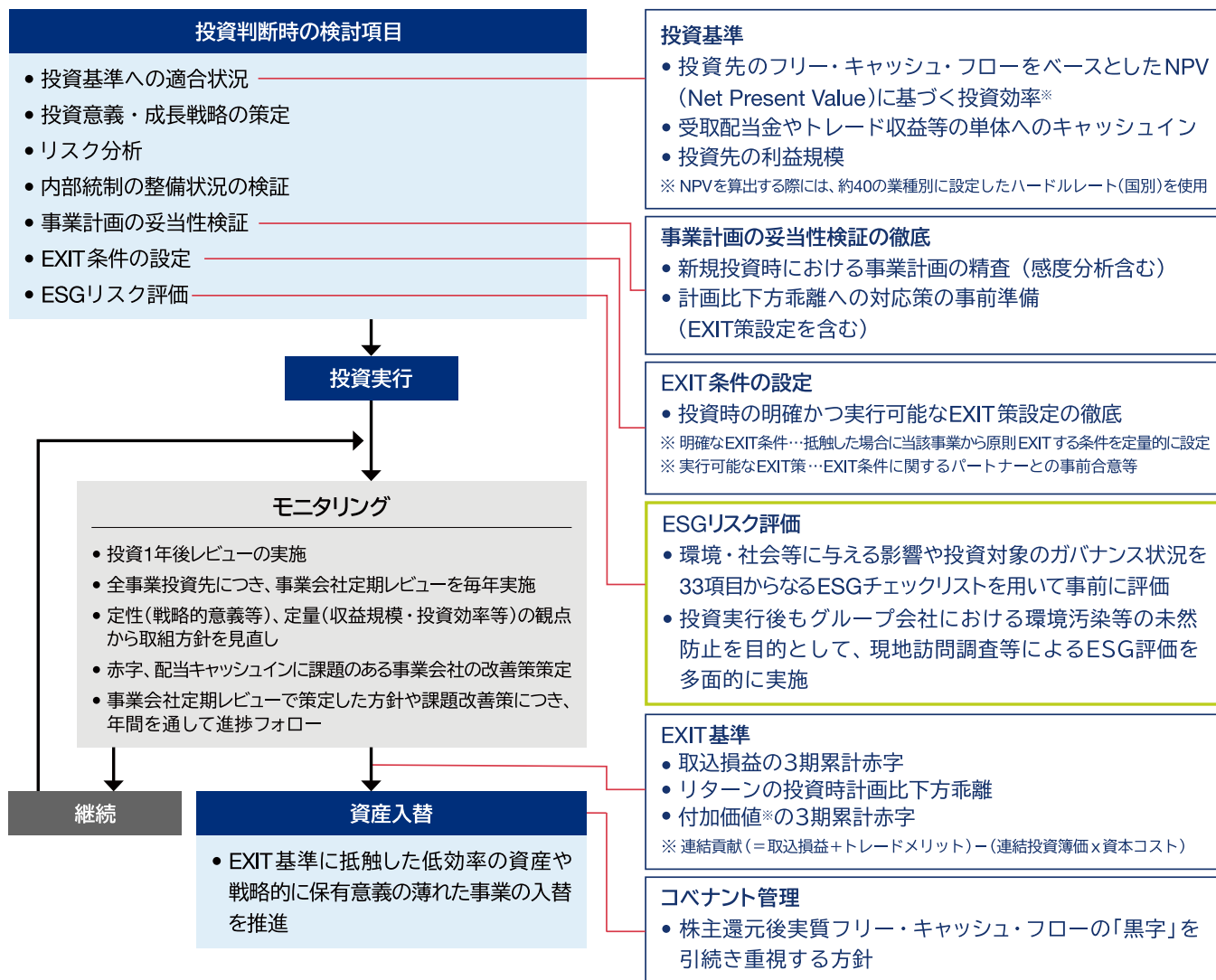
各カンパニーに裁量権を委譲し迅速な意思決定を実現する一方で、投資リターンの追求、投資リスクの抑制も図る重層的な意思決定プロセスを構築しています。



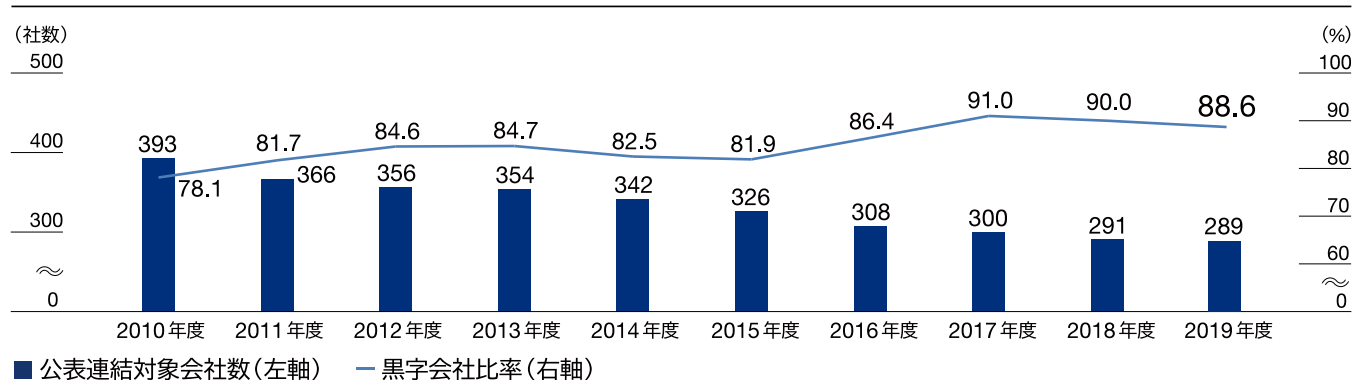
事業投資プロセス

「Brand-new Deal2020」では、従来の投資プロセスに加え、事業計画の妥当性の検証徹底と孫会社のモニタリングを重点的に進め、景気耐性のある収益基盤を更に強化致しました。厳しい経営環境の中でも、2019年度の事業会社損益は4年連続で過去最高となり、新型コロナウイルス感染拡大の状況下でも黒字会社比率も88.6%と高水準を維持しました。

更に経営環境は激変しており、2020年度は従来以上に「防ぐ」の徹底が重要課題だと認識しています。非資源分野に強みを持つ当社が得意とする、きめ細かなモニタリングを行うことで、個々の事業が有する固有のリスクを的確に把握し、株価下落や収益低下による減損懸念等が見込まれる場合には、先手先手で対応策を実施していきます。



連結対象会社数及び黒字会社比率

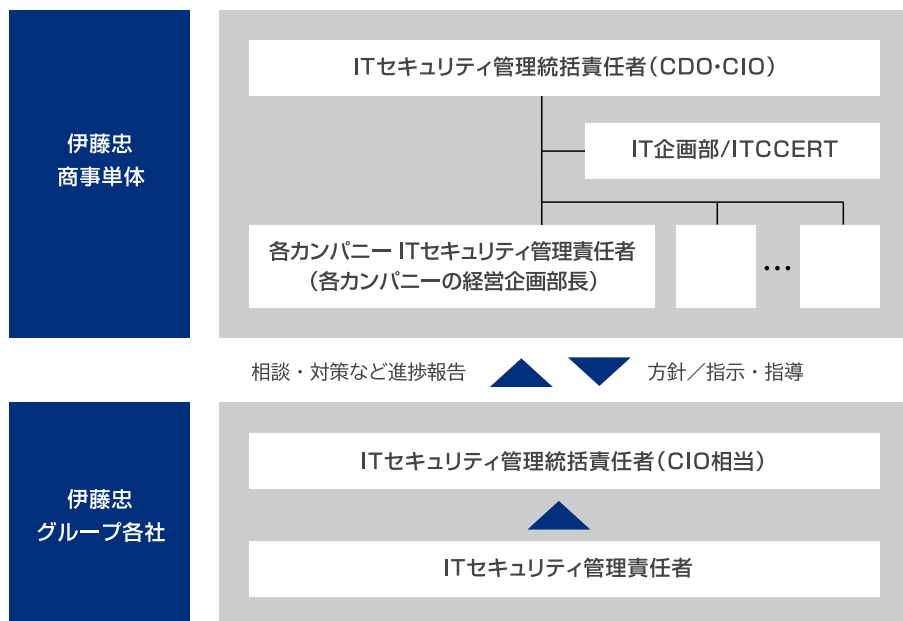


■ 情報セキュリティリスクマネジメント

方針・基本的な考え方

伊藤忠商事では、情報の取扱いリスクに関し、「情報セキュリティポリシー(<https://www.itochu.co.jp/ja/security/index.html>)」を制定し、伊藤忠商事の全ての役職員が情報の適切な取扱い・管理・保護・維持すべく努めています。また、行動規範を示し、高い情報セキュリティレベルを確保することにより、経営活動に必要な情報の適切な管理を実現するために、全ての役員と社員を対象に「情報管理規程」を定めています。具体的には、個人情報管理、文書管理、ITセキュリティに関する規則や基準を定め、個人情報や機密情報の漏えい防止に努めています。

体制・システム



名称	委員長	目的
IT戦略会議	CDO・CIO	全社ITに関する戦略の審議（年次情報化計画等）

取組み

伊藤忠商事は、過去に社内パソコンがマルウェア（悪意のあるソフトウェア）に感染し取引先情報が外部流出したことを受け、再発防止に向けた対策に注力してきました。再発防止策として、監視／防御等のためのセキュリティ基盤を拡充すると共に、サイバーセキュリティ対策チーム（ITCERT：ITOCHU Computer Emergency Readiness, Response & Recovery Team）の体制を抜本的に見直し、専門の上級サイバーセキュリティ分析官を雇用し運用を強化しました。

伊藤忠商事では、常時ログの分析やマルウェアの解析により最新の脅威情報を収集して事前予防を行い、また、事故（インシデント）発生時には即座にインシデント・レスポンス（原因調査、対応策検討、サービス復旧）を実施しています。2017年に伊藤忠商事IT企画部内にITCERT専用スペースを新設し、伊藤忠グループのセキュリティ対策を強化すると共に、セキュリティ対策要員の育成に努めています。また、社会的に必要とされるサイバーセキュリティ対策技術者の教育・育成にも取り組んでいます。ユーザ企業がここまでアクティブに体制を整備し、積極的に活動している例は国内では少なく、今後も持続的な成長を支えていく取組みを進めていきます。

尚、情報セキュリティ教育についても情報管理体制を維持向上させるために、以下の定期的な取組みを実施しております。

- サイバー攻撃の1つである「標的型メール攻撃」に対する全社員向け対策訓練を年に2回実施。
- eラーニングによる「情報セキュリティ講座」を3年毎に国内外の全社員及びグループ会社で一斉開講を実施。
- ITCERTを講師とした、伊藤忠グループ会社向け情報セキュリティのワークショップ開催及び講演会を年に数回実施。
- 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する方針について、入社時の研修において周知徹底する他、更新がある場合は、通達及び定期的なeラーニングにより国内外全社員に通知・教育を実施。

また、新型コロナウイルス感染拡大のようなパンデミック対応を含むBCP対策を兼ねて、以下のような取組みを実施しております。

- 全社シンクライアント対応を実施。
- 全社標準サービスやツールに導入前審査を行うことで、WEB会議システムやクラウドサービス利用におけるセキュリティを強化。

■ Business Continuity Plan（事業継続計画）

伊藤忠では、大地震等の自然災害、感染症の蔓延、テロ等の事件、大事故、サイバー攻撃やセキュリティインシデント等、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるためのBCP（Business Continuity Plan）を策定し、内容の見直しを定期的に行っています。

大規模災害時において、BCP発動から全面復旧に至るまで、（1）初動復旧、（2）BCP発動、（3）業務回復、（3）全面復旧の4つの段階に分け、それぞれの指揮命令者・対応事項を定めた計画を策定。BCPの策定は、伊藤忠グループ全体を対象としており、各事業セグメント・職能各部においても個別に策定しています。

2019年末からの新型コロナウイルス感染拡大に関するリスクに対しては、対策本部を立上げ、感染拡大に合わせた社員の安全確保と感染拡大防止を最優先に、生活消費分野に強みを持つ総合商社として、事業会社を含む現場での顧客対応の責任を果たすとともに、各分野のサプライチェーンの維持を通じて社会生活の安定に貢献するべく、感染拡大期においてもリスクを避けつつ重要業務を継続する体制を構築しています。

コンプライアンス

アクションプラン

リスク	機会
● コーポレート・ガバナンス、内部統制の機能不全に伴う事業継続リスク、予期せぬ損失の発生 等	● 強固なガバナンス体制の確立による意思決定の透明性の向上、変化への適切な対応、安定的な成長基盤の確立 等

マテリアリティ	SDGs 目標	取組むべき課題	事業分野	コミットメント	具体的対応アプローチ	成果指標	進捗度合
確固たるガバナンス体制の堅持		コンプライアンスの遵守徹底	コンプライアンス	いかなる時でもコンプライアンスを遵守することが会社・社会への貢献であるという社員の意識を更に醸成します。	定期的な意識調査や現場訪問等を通して、各現場の声に耳を傾け、課題を抽出し、課題克服のための諸施策を構築、実施。	変化するリスク、社会からの要請及び現場での課題に対応した諸施策のモニタリングを実施すると共に、教育・啓蒙内容を常に充実させ、巡回研修等を通じて直接社員へ訴えかけることの継続。	● 2019年4月10日、内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に登録済み。 ● 2019年7月-8月、単体全カンパニーの贈収賄モニタリングを実施した。証票に基づき公務員・外国公務員ガイドライン、BP（ビジネスパートナー）ガイドライン、投資ガイドラインに基づく申請状況を確認結果、大きな問題点は見当たらなかった。 ● 2019年8-9月に、単体及びグループ会社社員57,781名を対象に意識調査を実施した。前回(2017年度)より、対象者数は約14千名増加、回答率は94.9%となり前回回答率（93.4%）を上回る結果となった。 ● 単体社員向けに贈収賄及び反社対応に関してe-learningを実施（2020年1月31日～2月29日） ● 2019年度の巡回研修実施状況は以下の通り 単体向け：実施回数 53回、出席者数 2,198名 グループ会社向け（84社を対象に実施）：実施回数 195回、出席者数 10,715名

方針・基本的な考え方

- 全ての役職員は、高い倫理観をもって「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り行動する。
- コンプライアンス統括役員（代表取締役／CAO）、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

コンプライアンス

伊藤忠グループでは、コンプライアンス統括役員であるCAOの指揮の下、法務部コンプライアンス室が、全体のコンプライアンス推進のための方針や施策の企画・立案を行い、伊藤忠商事の各組織、海外拠点及び国内外の主要なグループ会社（連結子会社、一部の持分法適用関連会社を含む。以下「コンプライアンス管理対象会社」）にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス推進体制を構築しています。また、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努めています。

本社の各組織、海外拠点及びコンプライアンス管理対象会社において発覚したコンプライアンス関連事案は、コンプライアンス統括役員（CAO）及び監査役に報告し、「重大なコンプライアンス関連事案」については、適宜取締役会へ報告しています。またCAOが委員長であるコンプライアンス委員会は3名の社外委員と関係職能部長および営業部門長等からなる社内委員で構成され、業務執行上の常設機関としてコンプライアンスに係る事項を審議します。直近では2020年2月26日にコンプライアンス委員会を開催しました。（原則年2回開催）

伊藤忠商事の各組織、海外拠点及びコンプライアンス管理対象会社が、ビジネスの特性・業態・所在地域の法制度などを考慮しながらコンプライアンスを遵守することができるように、コンプライアンス体制の整備につき「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」で示し、法令・社会の動向をふまえ、コンプライアンス委員会（委員長：CAO）にてその有効性及び妥当性に関するレビューを行い、毎年その内容を適宜改訂し、承認しています。

全社的な活動としては、コンプライアンス体制の整備・運用状況につき、年に一度、モニター・レビューを実施するほか、海外拠点やコンプライアンス管理対象会社などの重点先に対しては現場のコンプライアンスの実態把握やリスクの洗い出しを目的とした訪問指導を行うなど、体制運用に重点を置いた活動に取り組んでいます。更に、発生した事案の傾向、モニター・レビューの結果等を踏まえて組織ごとに独自のコンプライアンス強化策を策定し、順次実行に移しています。

伊藤忠商事のコンプライアンス統括役員（CAO）、および各組織、海外拠点及びコンプライアンス管理対象会社のコンプライアンス責任者は、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」に則ったコンプライアンス体制の運営状況とモニター・レビュー結果を、原則として年1回、それぞれの取締役会とトップマネジメント（DMC、担当役員、社長、取締役会等）に報告しています。また、伊藤忠商事とグループ会社の取締役は、重大な法令又は定款違反事実等のコンプライアンス違反を、それぞれの会社の監査役に報告する義務を負っています。伊藤忠商事の監査部は、伊藤忠グループのコンプライアンス体制が十分機能しているかを検証するコンプライアンス監査、および部門（含む主管グループ会社）、海外ブロック毎の通常監査において、適宜、当該組織のコンプライアンスの実施状況を確認する通常監査の2種類の内部監査を実施しています。

また、コンプライアンス遵守を社員に徹底させるために、全社員に対し毎期末の個人業績評価の際にコンプライアンスを遵守したことを書面で確認させています。

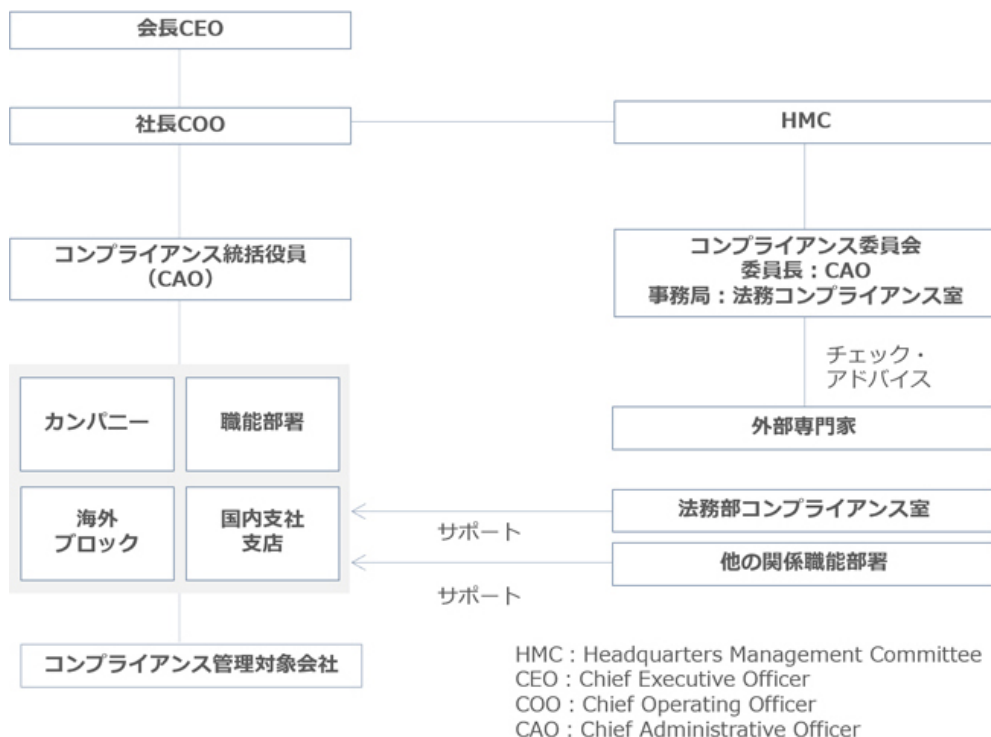
コンプライアンス事案（違反事例）への対応

本社の各組織、海外拠点及びコンプライアンス管理対象会社において、腐敗防止を始めとする上記方針・規程に違反が発覚・または発生リスクがあると判断されたコンプライアンス関連事案は、該当組織のコンプライアンス責任者からコンプライアンス統括役員（CAO）に適宜報告するとともに、当該組織のコンプライアンス責任者が中心となり、原因究明や再発防止策策定を含め主体的に対応に当たり、事態の推移と結果と再発防止策等を、コンプライアンス統括役員（CAO）に報告することとしています。

また、全社的な見地から検討を要する重大なコンプライアンス関連事案については、コンプライアンス統括役員の指揮のもとに必要に応じて調査委員会を設置し、その調査結果と再発防止策を、取締役会へ報告しています。また、伊藤忠商事では、外部関係者等への対応・報告・公表の要否を検討し、必要に応じて適切な対応を実施し、贈賄を含む法令違反に関与した役員・社員に対し、社内処分の要否を各社の社内規程（就業規則等）に照らし検証し、また必要に応じ、主管組織をはじめとする関係部署への相談等を実施した上で、社内規程に定められた手続きにより適切な処分を行っています。

概要

伊藤忠グループのコンプライアンス体制概要図

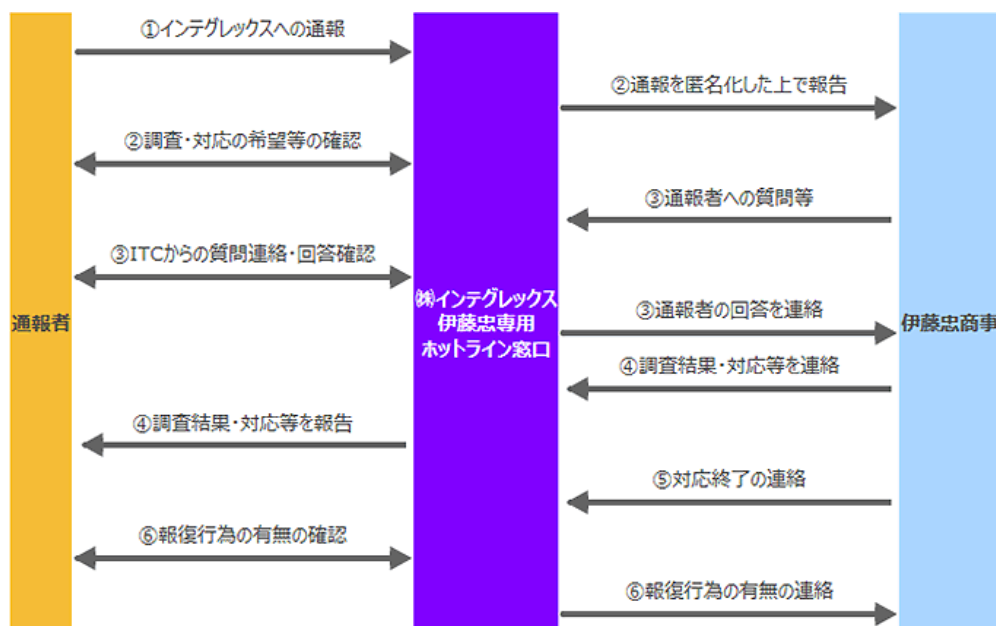


内部情報提供制度（ホットライン）

伊藤忠商事は「内部情報提供制度（ホットライン）規程」を策定しており、各コンプライアンス管理対象会社でもホットライン制度を設けることで、内部情報提供者の保護を図るとともに、適正な処理の仕組みを定め、贈収賄行為を含む不正行為等の早期発見と是正を図りコンプライアンス経営の強化に繋げています。内部通報制度の運用状況は、定期的にコンプライアンス委員会に報告されています。

伊藤忠商事のホットライン制度は、国内外それぞれにおいて通報受付窓口を複数設け（専門業者及び外部弁護士を活用した外部の通報受付窓口等）、伊藤忠商事と雇用関係にある社員、伊藤忠商事との間で別途労働者派遣契約を締結する会社から当該労働者派遣契約に基づき当社に派遣されている者、グループ会社からの通報を受け付けています。内部情報提供者に対し報復など不利益な取扱いを行うことを禁止し、情報提供者が匿名で通告することを可能としています。

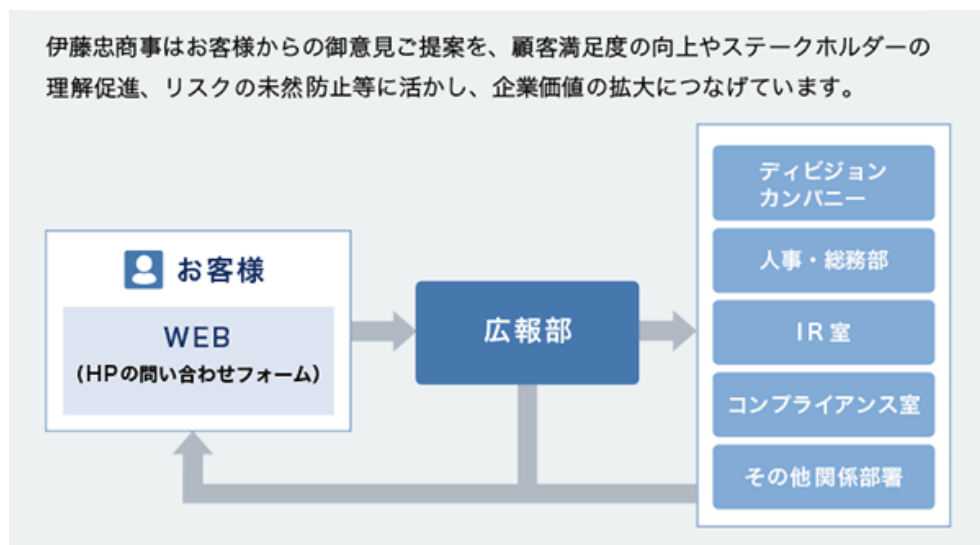
インテグレックスに通報した場合の流れ



伊藤忠商事は、消費者庁が新たに導入した内部通報制度認証のPHASE1である「自己適合宣言登録制度」に登録申請を行い、認証基準に適合しているとの確認を受け、他社に先駆け2019年4月10日付けでいち早く登録されました(登録順位は1番となります)。

一般の方（ステークホルダー含む）向け窓口

伊藤忠商事ホームページでは、一般の方および伊藤忠商事のステークホルダーの方からのお問い合わせについて、以下の体制で受け付ける仕組みを構築しております。



取組み

社員教育

伊藤忠商事では、役職員一人ひとりが、高い倫理観のもと、法令・社会規範等の趣旨を理解し、これを遵守するよう、コンプライアンスに関する継続的な教育・啓発を実施しています。

■ コンプライアンス巡回研修の実施

コンプライアンス意識の向上と事案の発生を未然に予防することを目的に、実際に発生したコンプライアンス事案を教材として、下記の点も踏まえながら「コンプライアンス巡回研修」を伊藤忠商事の役職員を対象に毎年実施しています。

- 業務上必要な法律の遵守に関する意識の向上
- 贈収賄、インサイダー取引やマネー・ロンダリング等を含む幅広い腐敗防止に関する意識の向上
- パワハラやセクハラなどのハラスメントによる人権侵害防止に関する意識の向上

またグループ会社各社では業態に応じた独自のコンプライアンス研修を役職員に対し実施するとともに、主要なグループ会社の役職員に対しては、本社からの巡回研修もあわせて行いました。2019年度は国内85社（受講者数約10,800名）と主要な海外のグループ会社51社（同 約1,450名）に対して研修を実施しました。また、仕事で対面する可能性がある場面別アドバイス（Q&A形式）や腐敗リスクを未然に防止するために取る行動について教えている「コンプライアンスハンドブック」を全社員に配布しているほか、新人研修、管理職研修、グループ会社役員研修、海外赴任前研修等、社員の階層別にも、実際の事例などを基にしたきめ細かい教育研修を実施しています。

■ コンプライアンス意識調査の実施

伊藤忠グループではグループ全社員を対象に、隔年で「コンプライアンス意識調査」を実施し、企業理念の理解度を含めたコンプライアンス浸透の実態を把握し、具体的な施策に役立てています。2019年度はグループ社員のうち57,781名を対象に調査を実施し、54,848名から回答を得ました（回答率94.9%）。分析結果は各組織にフィードバックし、コンプライアンス体制の改善に活かされています。

腐敗防止の取組強化

伊藤忠グループは、企業行動倫理規範に基づき反贈賄ポリシーを定め、日本国内外を問わず、公務員や民間の役職員に対して、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益を供与しないことを定めています。

伊藤忠グループ反贈賄ポリシー

1. 伊藤忠グループの反腐敗※・反贈賄について

伊藤忠グループは、法令遵守は当然のこと、コンプライアンスを徹底し、社会に存在を許される組織であり続けなければならないと認識しており、不正な手段によらなければ得られない利益は1円たりとて要りません。

伊藤忠グループにおいては、腐敗・贈賄リスクを排除するために「不正利益供与禁止規程」及び4つの関連ガイドライン（公務員・外国公務員・ビジネスパートナー・投資）に基づき、腐敗・贈賄に利用されやすい行為類型につき、申請及び承認手続、記録方法等に関するルールを定め、これを厳格に運用しています。

【伊藤忠グループ反贈賄ポリシー】

- 日本国内外を問わず公務員又はそれに準ずる立場の者に対し、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益供与を行わない。
- 民間の取引先の役職員に対し、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益供与を行わない。

2. パートナーの皆様へのお願い

伊藤忠グループが上記の反贈賄ポリシーを実現するためには、伊藤忠グループと共にビジネスに取り組んで頂いておりますビジネスパートナー及び投資パートナーの皆様のご協力が必要です。

伊藤忠グループでは、ビジネスパートナー並びに投資先及び投資パートナーにつき、デューデリジェンスの実施、別紙の確認書の提出、反贈賄条項を含んだ契約書の締結をお願いさせていただきます。

何卒ご理解・ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

2020年4月1日

伊藤忠商事株式会社

代表取締役会長CEO 岡藤 正広

※ 腐敗：受託した権力を個人の利益のために用いること。横領、詐欺、マネーロンダリング等。

伊藤忠商事では、米国の海外腐敗行為防止法（US FCPA）や英国贈収賄法（UK Bribery Act 2010）をはじめとする世界的な贈収賄規制強化の流れに鑑み、国内外の公務員及びこれに準ずる立場の者に対する不正な利益供与を広く禁止するため、これまでに「不正利益供与禁止規程」及び「3つの関連ガイドライン（公務員・外国公務員・代理店）」を制定し、これを厳格に運用していましたが、2015年12月に「代理店ガイドライン」を「ビジネスパートナーガイドライン」に改訂し、適用範囲を拡大するとともに、投資案件での贈収賄リスクのチェックを徹底するために「投資ガイドライン」を新設し腐敗防止の取組みを更に強化しました。「不正利益供与禁止規程」では、禁止されている不正利益供与に、通常の行政サービスに係る手続きの円滑化のみを目的とした少額の支払いにあたるファシリティー・ペイメントを含み、民間の取引先に対する不正な利益供与にあたる商業賄賂も禁止しています。贈賄のみならず、役職員が民間の取引先から不正な利益供与を受けるケースについても、公私混同（利益相反等）に当たるとして、社内規程で禁止しています。

公務員ガイドライン及び外国公務員ガイドラインでは、公務員・外国公務員との接待や贈答品贈与についての判断指針を示し個別審査を実施しています。ビジネスパートナーガイドラインでは、伊藤忠商事に対して役務を提供頂くビジネスパートナー（代理店、コンサルタント等を含む）の新規起用・契約更新に際し、漏れなくチェックを行う為のプロセスを明確にし、また契約のプロセスを定めています。海外のビジネスパートナーについては、トランスペアレンシー・インターナショナルが公開している腐敗認識指数(Corruption Perception Index/CPI)をリスク認定の基準の一つにしています。ビジネスパートナーとの契約書を含む贈賄リスクと関係する可能性がある各種契約書においては、贈賄禁止条項を盛りこみ、不正支払（贈賄又は不正な利益供与）を禁止し、かつ当該禁止に違反した場合には、直ちに契約書を解除できるよう明記しています。投資ガイドラインでは、投資案件の検討において、腐敗防止の観点からデューデリジェンスの実施や確認書の取得手続きを具体的に定めています。

役員及び社員教育等で「伊藤忠グループ反贈賄ポリシー」「不正利益供与禁止規程」及び「4つのガイドライン」の啓蒙・浸透を図り、日頃の管理業務へも落とし込むことで、不正利益の供与を含む腐敗行為の未然防止に努めています。特に贈賄リスクが高い組織に対しては、贈収賄に特化した研修も実施しています。政治献金、慈善事業、スポンサー活動に関しても、寄付や協賛の実施が腐敗行為とならないよう、社内規程と照らし合わせ、また社会的に公正かつ倫理規範を満たすよう、社内で定められた寄付・協賛の申請ルートに基づき実施しています。

上記の、「伊藤忠グループのコンプライアンス推進体制とマネジメント」にある、通期に一度の、モニター・レビュー等において、伊藤忠商事の各組織、海外拠点、コンプライアンス管理対象会社の、公務員・外国公務員との接待や贈答品贈与及び、代理店及びコンサルタントの起用・更新の実施状況を確認しており、必要に応じて各組織のコンプライアンス責任者と実施状況について対話を実施しています。

談合・カルテル防止に向けた取り組み

伊藤忠商事は、不公正な取引に関与することがないように2017年11月1日「独禁法等遵守基本規程」及び具体的運用指針である「カルテル・談合防止基準」を制定しました。その他に「独占禁止法コンプライアンス・マニュアル」や、参照が容易な「必読！独禁法Q&A特選'51問」を定期的に（直近では2017年8月に）見直ししながら、各種モニター・レビューや教育研修を通じて周知徹底を行っています。更に2017年7月には相談窓口として法務部内に独禁法デスクを設け、新教材として「独禁法よくある誤解29問」を作成しました。

なお、当社は2017年度から2018年度に公正取引委員会より受けた4件の排除措置命令に従い、命令事項を取締役会で決議し、決議内容の通知及び周知徹底を行いました。

伊藤忠グループ税務ポリシー

伊藤忠グループ税務ポリシー

2017年12月7日

伊藤忠商事株式会社

伊藤忠商事および伊藤忠グループ（以下、総称して「当社グループ」）は、各国租税法、租税条約及び関連諸規定等（以下、「租税制度」）を遵守の上で適切に納税することを基本理念とし、事業を展開する国および地域、株主、債権者、取引先および当社グループ従業員を含む、全てのステークホルダーの利益を追求する。

1. 【基本理念】租税制度を遵守した適切な納税

当社グループは、租税回避を企図した取引は行わず、租税制度の定めに従い、誠実な態度で税務業務に取り組む。

2. 税務コスト適正化

当社グループは、基本理念を堅持したうえで、租税制度に基づき二重課税の排除及び優遇税制を適切に活用することで、税務コストの適正化に努める。

3. 各国・地域税務当局との公正な関係維持

当社グループは、適時適切に資料を具備することで、グループ全体の税の透明性の確保に努め、各国・地域税務当局との建設的な対話を行うことにより、公正な関係維持に努める。

知的財産への取り組み

伊藤忠商事では、知的財産権関連ビジネスや日常業務において、他人が保有する知的財産権を侵害する行為の防止を徹底するため、社員を対象とした講習会の開催による注意喚起や、関連法規に準じた社内規則等の整備を実施しています。また、会社の資産としての知的財産権の適切な管理、取扱いのため、職務発明・著作に関する社内規程、及び各種権利の出願・更新等のルールを明確化し、的確に運用しています。

製品安全に関する基本方針

伊藤忠商事は、取扱い製品に関する安全関連の法令に定められた義務を遵守し、お客様に対してより安全・安心な製品を提供する方針のもとに、カンパニーごとに「製品安全マニュアル」を策定し安全確保に努めています。今後も、社内教育の推進や、製品安全担当部署の設置・情報伝達ルート確立、万が一製品事故が発生した場合の対応について見直ししながら、安全・安心な製品の提供に取組んでまいります。

輸出入管理への取組み

総合商社の活動の柱である貿易を適正かつ効率的に行うため、伊藤忠商事では継続的に輸出入管理の強化、そして更なる改善を図っています。安全保障貿易管理においては、大量破壊兵器及び通常兵器の拡散防止の為、外国為替及び外国貿易法（外為法）遵守の為の体系的・総合的な貿易管理プログラムを策定し、厳格な管理を行っています。当社の貿易管理プログラムは、外為法遵守に加え、国際平和及び安全を脅かすような取引に不用意に巻き込まれ結果として当社のレピュテーションを毀損することのないよう、米国制裁等の国際政治リスクを包括的にカバーする内容になっています。安全保障貿易管理に関する企業統治の重要性の増大に伴い、当社は国際社会の責任ある一員として様々なプロジェクトやトレードに伴う潜在的リスクに対する審査を厳格に行っています。当社は、輸出管理が整備され、良好な管理体制である企業として経済産業省に「CP（輸出管理内部規定）」を毎年届出・受理されています。また、輸入（納税）申告を含めた適正な輸出入通関手続きを実施するため、社内輸出入調査（モニタリング）や輸出入通関・関税管理に関する研修等、社内管理規則に基づいた諸施策を実施し、関税コンプライアンス等の徹底を図っています。また今後、営業課で活用が拡大する各種経済連携協定に特化した研修を実施し、ビジネスを新たに構築する上で必要な情報提供も行っています。こうした取組みの結果、当社は横浜税関長より「法令順守体制」（コンプライアンス体制）と「セキュリティ管理」が優れた事業者にとらえられる「認定事業者（AEO事業者）」（特定輸出者及び特例輸入者）の承認を取得しております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

伊藤忠商事は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係・取引を遮断することを基本方針としております。これを実現するために、社員への教育啓蒙を定期的に実施するとともに、取引等の相手方が反社会的勢力に該当しないことの事前確認を徹底するなど、必要な社内体制の整備・強化を行っております。

インサイダー取引規制

伊藤忠商事は「内部者取引等の規制に関する規程」を定め、2014年4月には同規定を改訂し、「インサイダー情報の報告・管理体制に関するガイドライン」を策定しました。投資先や取引先に関する重要情報を知った場合の対応を定め、社員への周知徹底をはかっています。

情報管理に対する考え方

伊藤忠商事は、情報の取扱いに関し、「情報セキュリティポリシー」を制定し、当社の全ての役職員が情報の適切な取扱い・管理・保護・維持すべく努めています。また、行動規範を示し、高い情報セキュリティレベルを確保することにより、経営活動に必要な情報の適切な管理を実現するために、全ての役員と社員を対象に「情報管理規程」を定めています。具体的には、個人情報管理、文書管理、ITセキュリティに関する規則や基準を定め、個人情報や機密情報の漏えい防止に努めています。2015年に施行されたマイナンバー法に対応する管理体制も整備しています。

個人情報モニター・レビュー

伊藤忠グループは、定期的に単体及びコンプライアンス管理対象会社に対して、個人情報モニター・レビューを業務部・法務部、IT企画部主催で行っています。10回目に当たる2019年度は、2019年9月から11月にかけて、伊藤忠商事及びコンプライアンス管理対象会社136社に対して個人情報管理体制の確認を実施しました。その結果も踏まえて伊藤忠商事およびグループ会社での改善のための啓蒙活動を継続するとともに外部弁護士のアドバイスを通じた体制の構築および運用支援を行っています。